

## 安定器等・汚染物登録調査票記入要領



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

### 《登録に関するお問い合わせ窓口》

【PCB 処理営業部 登録担当】 TEL:03-5765-1933

★書式のダウンロード先(JESCOホームページ)

<https://www.jesconet.co.jp/customer/download.html>

### 《処理時期や契約に関するお問い合わせ窓口》

(1)北海道内に保管されている方

北海道PCB処理事業所 TEL 0143-23-7007

(2)東北・関東・甲信越・北陸地方に保管されている方

北海道PCB処理事業所 営業課 東京事務所  
TEL 03-5765-1197・1992

(3)東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄地方に保管されている方

PCB 処理営業部 保管者支援課 西日本分室  
TEL 06-6575-5585

# 目 次

- 安定器等・汚染物の登録について . . . P 1～
  - 1. 趣旨
  - 2. 処理対象物（安定器等・汚染物）
  - 3. 登録の概要
    - [1] 作成する書類について
    - [2] 搬入荷姿登録について
    - [3] 処理料金と指定容器について
    - [4] 廃安定器の仕分けについて
    - [5] 登録内容の変更について
    - [6] 登録の問い合わせ、書類郵送先
  
- 搬入荷姿登録の記入要領 . . . P 6～
  - [1] 申込書（総括表）の記入要領
  - [2] 搬入荷姿登録調査票（様式5）の記入要領
  - [3] 安定器等・汚染物の写真撮影
  
- 登録手続きの流れ . . . P 11

# 安定器等・汚染物の登録について

## 1. 趣旨

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の安定器等・汚染物処理施設（拠点的広域処理施設）は、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に従い効率的に稼働させることにより、安定器等・汚染物を過不足なく処理することができる必要最小限の処理能力の施設になっています。

安定器等・汚染物を処理施設に計画的・効率的に搬入し、安全・確実に処理していくためには、あらかじめ、安定器等・汚染物に関する情報（特に、安定器等・汚染物の種類、総重量、性状等とその所在）を把握することが重要です。

そこで処理をご希望の方には、処理対象となる安定器等・汚染物に関する情報の事前登録をお願いしています。

## 2. 処理対象物（安定器等・汚染物）

以下の安定器等・汚染物（高濃度 PCB 廃棄物）が、処理対象物となります。

- ① 安定器
- ② 3kg 未満の小型電気機器
- ③ 感圧複写紙
- ④ ウェス
- ⑤ 汚泥
- ⑥ その他の汚染物等

※低濃度 PCB 廃棄物は、当社の処理対象物ではありません。

環境省または都道府県知事等が認定（許可）した処理施設での処理が可能です。

### （注意事項）

- ・一台あたり 3 kg 以上のトランス類・コンデンサ類は、『機器等登録』をお願いします。（※JESCO ホームページの『機器等登録について』をご確認ください）
- ・JESCO の処理対象物は高濃度 PCB 廃棄物であることから、JESCO で処理する安定器、3kg 未満の小型電気機器（小型コンデンサ等）は高濃度 PCB 廃棄物に該当している必要があります。安定器については、PCB 不使用の安定器の「分別」や、コンデンサを取り外すことができる安定器（コンデンサ外付け型安定器）からのコンデンサの「取り外し」により、仕分けを行ってください。詳細は後述します。
- ・仕分け等により JESCO の処理対象物ではないことが判明した低濃度 PCB 廃棄物は、環境省または都道府県知事等が認定（許可）した処理施設での処理が可能です。感圧複写紙、ウェス、汚泥については、PCB 濃度測定により、その全部又は一部が低濃度 PCB 廃棄物になる可能性があります。

### 3. 登録の概要

#### [1] 作成する書類について

①～③の申込書、調査票、写真に関する書類を、記入要領等に従い作成してください。

- ① 搬入荷姿登録申込書（総括表）
- ② 搬入荷姿登録調査票（様式5）
- ③ 安定器等・汚染物の撮影写真

#### [2] 搬入荷姿登録について

保管している安定器等・汚染物が、次の（1）及び（2）の条件に該当する場合は、「搬入荷姿登録」が可能となります。

搬入荷姿登録は、貴社と JESCO が安定器等・汚染物の処理委託契約を締結し、廃棄物を搬入・処理するために、貴社の連絡先等と保管する安定器等・汚染物に関する情報をご登録いただくものです。

##### **（1）搬入可能な容器に収納している**

安定器等・汚染物が、天ぶたをした状態で外径 30cm 以上 63cm 以下、高さ 35cm 以上 91cm 以下の密閉した金属製のオープンヘッドドラム缶又はペール缶に保管されている。（注：一缶あたりの総重量は、500kg 以下（350kg 程度を目安とし、超える場合はご相談ください。）になるようお願いいたします。）

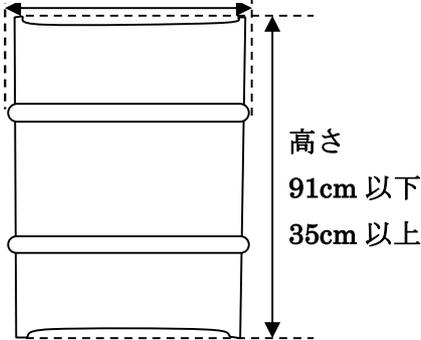
- ・ドラム缶及びペール缶は天ぶたにガasketを装着して、クロージングリング（バンド）をレバー又はボルトで締めて密閉してください。（ただし、天ぶたの溶接はしないでください。）契約や収集運搬の受け取りの際に、中の安定器等・汚染物を確認する場合がありますので、ラグタイプではなく、バンドタイプのもを使用してください。
- ・錆や傷等で密閉性が損なわれたドラム缶又はペール缶では運搬できません。
- ・一斗缶、丸缶等は使用できません。
- ・搬入荷姿に整えてからも、様々な状況下での保管が必要となることからドラム缶については JIS Z 1600 に定めるM級の鋼製ドラム缶（天地板及び銅板とも板厚 1.2mm）を推奨いたします。またペール缶については 20L 又は 27L の容器を推奨します。
- ・処理対象物は、品目ごとに容器に分別する必要があります。（例：安定器、小型電気機器（3kg 未満）の 2 種類を保管している場合、それぞれ別の容器に入れて処理委託する必要があります。）ただし、廃棄物の量が数個程度と少量である場合は、1つの容器に入れることも可とします（バラバラにならないよう、できればビニールに入れてください）。
- ・容器の天ぶたに中身を記載した紙等を貼り、中身を明示していただきますようお願いいたします。

※ ドラム缶やペール缶に入れる際に漏れ防止のために新たにビニール等で梱包する必要はありません。

※ にじみ・漏れのある安定器等・汚染物は、可能な限り漏れのないものと別の容器で保管・処理委託をお願いいたします。

(2) 処理施設への搬入時に荷姿を変更する可能性がないもの（その状態で JESCO へ処理委託が可能なもの）。

外径  
30cm 以上 63cm 以下



高さ  
91cm 以下  
35cm 以上

- ・ 金属製
- ・ オープンヘッド型（天板取外し式）
- ・ 天ぶたをした状態で上記寸法以内
- ・ 1 缶あたり総重量 500kg 以下(350kg 程度を目安とし、超える場合はご相談ください。)

**【受入可能ドラム缶・ペール缶】**



オープンヘッドドラム缶・ペール缶を天ぶたにガスケットを装着して、クロージングリング（バンド）をレバー又はボルトで締めて密閉。



ラグタイプのペール缶は契約や収集運搬の確認の為の開閉の際に、変形で密閉性が保てなくなる可能性があります。



天板固着式又は天ぶたを溶接したドラム缶及びペール缶は契約や収集運搬の際の確認ができません。

**【ドラム缶・ペール缶の密閉方法】**

### [3] 処理料金と指定容器について

#### (1) 処理料金

安定器等・汚染物（PCB を使用した安定器、小型電気機器（3kg 未満）、感圧複写紙及び PCB に汚染されたウエス、汚泥、その他の汚染物）の処理料金は以下のとおりです。

消費税（10%）込

安定器等・汚染物の処理料金

$$= 30,800 \text{ (円/kg)} \times 1 \text{ 缶当たりの総重量 (kg)}$$

- ・ 安定器等・汚染物の総重量（kg）には、容器の重量を含みます。
- ・ 1 缶当たりの安定器等・汚染物の総重量は、1 kg 未満を切り捨て 1 kg 単位で算定します。
- ・ 上記計算により 30,800 円を下回る場合の処理料金は、30,800 円です。

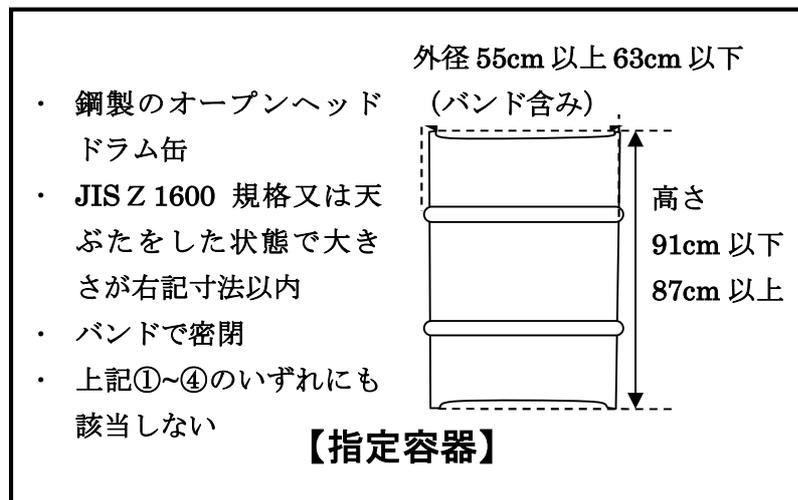
#### (2) 指定容器

- ・ 搬入容器が指定容器に該当する場合は、一缶あたりの処理料金から 616,000 円（消費税 10% の場合）を差し引いた金額となります。
- ・ 指定容器割引を希望する場合は、必ず指定容器に収納した上で、搬入荷姿登録を行ってください。

※ 指定容器とは、天ぶたをした状態で外径が 55cm 以上 63cm 以下、高さが 87cm 以上 91cm 以下の鋼製のオープンヘッドドラム缶（例：JIS Z 1600 規格）で、天ぶたにガスケットを装着して、クロージングリング（バンド）をレバー又はボルトで締めて密閉した状態のものとしします。（荷姿に整えてからも、様々な状況下での保管が必要となるため、M 級〔天地板及び銅板とも板厚 1.2mm〕のドラム缶を推奨。）

以下のものは処理施設内での再使用ができないため、指定容器割引の対象外となります。

- ① ステンレス缶（塗装されていないドラム缶はステンレス缶である可能性があります。）
- ② 特殊な加工を行ったドラム缶
- ③ PCB油が漏れた油溜まりが視認できる汚染されたドラム缶（搬入後に汚染が確認された場合に、割引を取り消す場合があります。にじみ・漏れが明らかな安定器等・汚染物は可能な限り漏れないものと別の容器に入れてください。）
- ④ 夾雑物を含んだPCB油、塗料、水等液状のものを入れたドラム缶



**【オープンヘッドドラム缶】**

#### 〔4〕 廃安定器の仕分けについて

保管中の廃安定器には、JESCO の処理対象物（高濃度 PCB 廃棄物）以外の廃安定器等が混在している事例が多く見られるため、保管中の廃安定器のうち、高濃度 PCB 廃棄物ではないものを取り除く仕分けを実施していただくことのご協力をお願いしております。仕分けを実施することにより、処理対象物の適正化を図ることができるとともに、保管事業者様の処理費用の削減に大きな効果を発揮する可能性があります。

詳しくは、JESCO ホームページ『廃安定器の PCB 使用・不使用の分別等促進のお願い』でご説明しておりますので、仕分けを実施する前に、掲載している資料等をご確認ください。

(<https://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>)

※ 廃安定器とは、保管中の「蛍光灯安定器」、「水銀灯用安定器」、「安定器（用途不明）」、「防爆形安定器」、「安定器用コンデンサ」を指すものとし、「小型電気機器（3kg 未満）」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「ネオントランス」等は含みません。

※ 廃安定器の「仕分け」とは、高濃度 PCB 廃棄物でないものを次に示す「分別」又は「取り外し」により取り除くことをいいます。「分別」とは保管された廃安定器から PCB 不使用安定器を取り除くこと、「取り外し」とは「コンデンサ外付け型安定器」から JESCO 対象物となるコンデンサを取り外すことをいいます。（「取り外し」作業は、コンデンサ取り外し後の残部材を PCB 濃度分析（表面拭き取り試験）により低濃度 PCB 廃棄物であることを確認する作業を含む。）

※ PCB 不使用安定器の取り除きにあたっては、安定器、小型電気機器（3kg 未満）の表示等（例・銘板・ラベル・刻印）に記載された情報等から総合的に判断することにより PCB 使用の有無の確認をお願いいたします（詳細は安定器の各製造者又は一般社団法人日本照明工業会の HP 等をご参照ください）。

なお、銘板が読み取れない安定器については、同一の保管場所に保管されていたものであって、かつ銘板が読み取れた安定器と形状が同一と判断されるものであれば、そのPCBの使用・不使用の判別結果に準じて判断していただいても構いません。ただし、形状が同一と判断されるものがない場合はPCB使用安定器として適切に取り扱い、JESCOに処分委託するようにしてください。

#### [5] 登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合には、PCB廃棄物処理に係る登録内容の変更申請書の提出をお願いします。変更申請が必要な場合の代表的な例には以下があります。

- (例) 保管事業者の情報： 会社が合併した、会社名又は代表者が変わった場合など  
保管場所の情報： 保管事業場を移動し、保管事業場名や住所が変わった場合など  
廃棄物の情報： 登録数量や重量に変更が生じた場合など  
その他： 高濃度PCB廃棄物に該当しないことが判明したため登録を取り下げる場合など

#### [6] 登録の問い合わせ、書類送付先

●お問い合わせ電話番号：03-5765-1933

●PCB汚染物等登録調査票送付先

〒105-0014

住所 東京都港区芝一丁目7番17号（住友不動産芝ビル3号館3階）

宛先 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

PCB処理営業部 登録担当 行き

# 搬入荷姿登録の記入要領

## [1] 搬入荷姿登録申込書（総括表）の記入要領

- ① 保管事業者欄は、安定器等・汚染物の登録及び処理の申込者をご記入ください。  
なお、本欄は処理委託契約書の契約者名に表示される情報です。
- ② 「1. 保管事業者連絡先」は、安定器等・汚染物の処理に関し、保管事業者の連絡先窓口を担当される方の氏名、電話番号等をご記入ください。
- ③ 「2. 保管事業場」は、保管場所の情報であり、処理の際「排出事業場」として契約書に表示される情報です。  
保管事業場の連絡先窓口を担当される方の氏名、電話番号等もご記入ください。
- ④ 「3. 登録確認書等送付先」は、登録確認書、その他の必要書類が郵送される宛先です。連絡先窓口を担当される方の氏名、電話番号等をご記入ください。
- ⑤ 「4. 処理委託希望物」は、お申込みいただく缶数をご記入ください。

## [2] 搬入荷姿登録調査票（様式5）の記入要領

### (2) 安定器等・汚染物の搬入荷姿登録

#### ◇機器（容器）番号（x）

容器単位で「x0001」から順に番号をご記入ください。

#### ① 廃棄物の情報

##### A：特措法届出番号

毎年6月末日までに自治体にお届けされている「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」の“番号”欄に記載された番号をご記入ください。（特措法番号が不明な場合は、空欄でも構いません。）

##### B：安定器等・汚染物種類

記入コード欄※1 をご覧いただき、搬入容器単位で「蛍光灯安定器」「水銀灯安定器」「小型電気機器（3kg未満）」「感圧複写紙」「ウエス」等、該当する安定器等・汚染物の種類の名称をご記入ください。

（安定器の種類が分からない場合は、「安定器（用途不明）」とご記入ください。）

※容器内の安定器等・汚染物の種類が多く、行が足りない場合は、行を追加してください。（又は小さくご記入ください。）

※「安定器」「小型電気機器（3kg未満）」「感圧複写紙」「ウエス」等、複数の品目を保管している場合は、それぞれ分別し、別の容器に入れてください。

##### C：1台あたりの重量（kg）

- ・ 安定器1台あたりの重量をご記入ください。（少なくとも、小数点以下第一位（100g単位）まで記入をお願いいたします。小数点が表示されない秤をご利用の場合は整数で結構です。）
- ・ 安定器については、複数台をまとめて測る方法でも構いません。
- ・ 安定器を多数保管しており、「1台あたりの重量（kg）」が把握できない場合は、H〔安定器等・

汚染物重量計 (kg) 又は O [総重量 (容器込) (kg)] 欄をご記入いただければ、当欄は空欄でも結構です。「感圧複写紙」「ウエス」の場合は、ご記入は不要です。

#### D：台数

把握できる場合は可能な限り安定器の台数（自治体に届け出ている台数）をご記入ください。「感圧複写紙」「ウエス」の場合は、ご記入は不要です。

#### E：重量小計（kg）

安定器「1台あたりの重量」×「台数」を算出し、ご記入ください。（少なくとも、小数点以下第一位（100g単位）まで記入をお願いいたします。小数点が表示されない秤をご利用の場合は整数で結構です。）「感圧複写紙」「ウエス」の場合は、ご記入は不要です。

#### F：にじみ・漏れ

「にじみ有、無」または「漏れ有り、無」をご記入ください。  
にじみ・漏れのある安定器等・汚染物は、可能な限り他のものと別の容器で保管・処理委託をお願いします。

#### G：混載物等

安定器がビニールで包まれている等の場合や、容器の中に紙やガムテープ等が貼付している場合、容器の底のビニールが取り外せない場合等に記入します。

#### H：安定器等・汚染物の重量計（kg）

汚染物の合計重量(kg)（容器を含まない）が分かればご記入ください。（少なくとも、小数点以下第一位（100g単位）まで記入をお願いいたします。小数点が表示されない秤をご利用の場合は、整数で結構です。ただし、クレーンスケール等 10kg 刻みでしか測れない秤での測定は不可となります。）  
「感圧複写紙」「ウエス」の場合についても可能な限りご記入ください。

## ② 搬入容器の情報

#### I：容器種類

記入コード欄※2 をご覧いただき、天ぶたをした状態で外径 30cm 以上 63cm 以下、高さ 35cm 以上 91cm 以下の密閉した金属製のオープンヘッドドラム缶又はペール缶のコード（又は名称）をご記入ください。

#### J：容器材質

記入コード欄※3 をご覧いただき、材質をコード（又は名称）でご記入ください。鋼製、ステンレス製以外の材質（プラスチック等）は搬入不可となります。

※ ステンレス製のドラム缶は指定容器割引の対象にはなりません。塗装されていないドラム缶はステンレス製である可能性があります。

#### K：容器容量（L）

容器容量（L）をご記入ください。

#### L：容器寸法（cm）

天ぶたをした容器の外径（cm）（ペール缶の取っ手を含まない）及び容器高さ（cm）をご記入ください。容器の大きさが天ぶたをした状態で外径 30cm 以上 63cm 以下、高さ 35cm 以上 91cm 以下となっ

ているかをご確認ください。

#### M：容器の状態

記入コード欄※4 をご覧いただき、容器は良好な状態なのか、若干の錆があるのか、特殊な方法で密閉しているか、PCB 油が漏れた油溜まりがあるか等をコード（又は名称）でご記入ください。

なお、錆や傷、変形等により密封性が損なわれるなど使用不可能な状態のドラム缶又はペール缶では運搬できません。

#### N：容器重量（kg）

搬入容器の重量(kg)をご記入ください。少なくとも、小数点以下第一位（100g 単位）まで記入をお願いいたします。小数点が表示されない秤をご利用の場合は整数で結構です。

容器の実測が困難な場合は、カタログの重量値でも結構です。

#### O：総重量（容器込み）（kg）

安定器等・汚染物と搬入容器（天ぶた込み）の合計重量(kg)をご記入ください。少なくとも、小数点以下第一位（100g 単位）まで記入をお願いいたします。小数点が表示されない秤をご利用の場合は整数で結構です。総重量は1 缶あたり 500kg 以下（350kg 程度を目安とし、超える場合はご相談ください。）になるようお願いします。

##### 【注意】

- ① 実測場面については必ず写真を添付してください。（実測写真は、秤の目盛りが確認できるように撮影ください。）
- ② 重量を推計する場合には、可能な限り正確な重量を推計できる方法を採用してください。  
（大型のクレーンスケール等 10kg 単位でしか測定できない秤での実測は、誤差が大きすぎるため不可となりますのでご注意ください。）  
登録された重量が実際の重量と比べて大幅に少なかった場合には、契約時や搬入後に追加で処理料金をいただく場合があります。

#### P：備考

PCB 濃度分析結果、発生経緯等の情報、特記すべき事項があれば、ご記入ください。

### [ 3 ] 安定器等・汚染物の写真撮影

下記の写真を撮影し、A 4 サイズの紙に貼ってください（デジタルカメラで撮影された場合は、A 4 用紙に印刷してください）。写真の安定器等・汚染物が「搬入荷姿登録調査票」の何番の汚染物か分かるように番号をつけてください。写真は①～④のものがすべて必要になります。（確認箇所が写っていれば枚数は問いません。）

- ① **保管場所全体が確認できる写真**
  - ・安定器等・汚染物の保管状況全体が分かるように撮影してください。
- ② **搬入容器の天ぶたの形状が確認できる写真**
  - ・搬入容器の天ぶたの形状が分かるように撮影してください。収集運搬等の確認のために開閉した際に、再度密閉できるものか分かる必要があります。
- ③ **安定器等・汚染物の状況が確認できる写真**
  - ・搬入容器内の安定器等・汚染物の状況が分かるように撮影してください。
  - ・油が漏洩している PCB 汚染物については、漏洩の箇所、状態が分かるように撮影してください。
- ④ **安定器等・汚染物の重量が確認できる写真**
  - ・安定器等の総重量を安定器等 1 台あたりの重量と搬入容器の重量をそれぞれ実測し、合計して

求める場合には、容器内の安定器等及び天ふたをした状態の搬入容器それぞれの実測場面の写真を撮影し、送付してください。

- ・安定器等・汚染物の総重量を搬入容器ごと実測した場合には、その実測場面の写真を撮影してください。
- ・実測場面は重量を表示した状態の秤の目盛りが確認できるように撮影してください。

※PCB廃棄物の取扱いに際しては、安全確保のため厚生労働省

『PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策について』

(<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-46/hor1-46-2-1-0.htm>) に十分ご注意ください。

<写真撮影例> 『搬入荷姿登録調査票（安定器等・汚染物）』

- 1. 保管場所全体の写真 : 1登録に1枚
- 2. 容器内が確認できる写真 : 1缶ごとに1枚
- 3. 蓋の形状が分かる写真 : 1缶ごとに1枚
- 4. 重量を証明する写真 : 実測ごとに1枚

<p>1. 保管場所全体の写真 【1登録に1枚】</p>	<p>2. 容器内が確認できる写真 【1缶ごとに1枚】</p>	<p>3. 蓋の形状が分かる写真 【1缶ごとに1枚】</p>
		

4. 重量を証明する写真（実測方法の種類①～③）		
<p>① 容器ごと実測</p>	<p>② 同じ種類の1台を実測</p>	<p>③ 複数台を実測</p>
<p>容器ごと実測可能な場合</p>	<p>種類分けできている場合</p>	<p>種類分けが困難な場合</p>
 <p>※必ず蓋を含めて撮影してください。</p>		
<p>①～③のいずれかの方法で、重量が確認できるように撮影してください。</p>		
<p>&lt; 総重量 &gt;</p>		
<p>目盛の重量</p>	<p>1台の重量×台数の合計重量 + 容器重量</p>	<p>複数台実測の合計重量 + 容器重量</p>

# 登録手続きの流れ

## 必要書類等の作成・送付

搬入荷姿登録を行う前に廃安定器の仕分けの実施をご確認ください。

【搬入荷姿登録と必要書類】・・・安定器等・汚染物の処理委託契約を締結し、廃棄物を搬入するための登録です。

- ①「搬入荷姿登録申込書（総括表）」
- ②「搬入荷姿登録調査票（様式5）」
- ③写真（保管場所、安定器等・汚染物の状況、重量実測風景）

- 既に搬入できる容器で安定器を保管している場合であって、当社への搬入時に荷姿を変更する可能性がないもの（その状態で当社への処理委託を希望するもの）は、搬入荷姿登録を行ってください。
- 安定器は、PCB 不使用安定器の「分別」や、コンデンサ外付け型安定器からのコンデンサの「取り外し」による、仕分けを行ってください。

注) 登録後、貴社及び保管事業場の名称・住所・連絡先、又は PCB 汚染物等の廃棄物情報(重量等)に変更・追加があった場合には、変更申請書を提出ください。

<https://www.jesconet.co.jp/customer/submission.html>

※当社にて搬入荷姿登録完了後、「搬入荷姿登録確認書」と「安定器等・汚染物搬入荷姿登録リスト」をお送りします。

## 「搬入荷姿登録確認書」の受領

登録完了後、各 PCB 処理事業所営業課より中小企業者等軽減制度・ご契約等についてご連絡させていただきます。

### ▼処理時期、契約についてのお問い合わせ▼

- (1) 北海道内に保管されている方  
北海道 PCB 処理事業所 TEL 0143-23-7007
- (2) 東北・関東・甲信越・北陸地方に保管されている方  
北海道 PCB 処理事業所 営業課 東京事務所  
TEL 03-5765-1197・1992
- (3) 東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄地方に保管されている方  
PCB 処理営業部 保管者支援課 西日本分室  
TEL 06-6575-5585

## 処理委託契約締結 搬入・処理